

山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市空き家バンク及び地域が主体となる空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）において売買又は賃貸借に関する契約を締結した物件（以下「成約物件」という。）に入居があった場合、成約物件の家財道具等を処分（以下「家財道具等処分」という。）するための費用の一部を支援することにより、空き家バンクへの登録促進及び移住希望者の円滑な移住を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 山口市空き家バンク設置要綱第5条第2項に規定する登録物件及び地域が主体となる空き家バンクの登録物件をいう。
- (2) 空き家の所有者 空き家バンクにおいて売買又は賃貸借に関する契約を締結している空き家の所有者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する空き家の所有者又は空き家への入居者とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるものについては、この限りではない。

- (1) 家財道具等処分後、5年以上当該空き家に居住する見込みがあること。
- (2) 市税等に滞納がないこと。
- (3) 成約後6月以内であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、家財道具等処分のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家財道具等処分は、処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者が行うものであること。
- (2) 家財道具等処分は、第8条に規定する交付決定後行うこと。
- (3) 家財道具等処分は、当該年度末までに完了すること。

2 前項の対象事業は、同一物件に対して1回限りとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象経費は、当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

(補助金額)

第6条 この補助金の額は、対象経費の2分の1（補助金額に千円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てた額）、10万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、着手までに市長に提出しなければならない。

2 この補助金は、同一申請者に対して1回に限り交付する。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定し、山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告等）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した時は、速やかに山口市空き家バンク家財道具等処分事業完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（完了検査及び補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容審査を行い、必要と認めるときは実地検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、実施された補助対象改修工事の内容が適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずること

ができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。
- (4) 市長の指導等に従わないとき。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。